

令和5年第7回教育委員会会議記録

令和5年6月29日（木）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 八雲町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
日程第 3 議案第2号 財産の取得についての意見聴取について
日程第 4 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委員	松 永 正 実
委員	羽 田 圭 吾
委員	福 田 浩 子

◎欠席者

委員	神 原 伸 哉
----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長兼 学校給食センター長	三 坂 亮 司
学校教育課参事	小 林 卓 也
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長兼図書館長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	長谷川 聡 司
社会教育課文化財係長	大 谷 茂 之
図書館管理係長	菊 地 貴 志
体育課長	伊 藤 勝
体育課管理係長	菊 地 恵梨花
熊石教育事務所長	野 口 義 人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第7回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、令和5年第7回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、福田浩子委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所長 議案第1号八雲町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

本件の提案理由につきましては、熊石地域の相沼泊川出張所を令和5年6月30日をもって廃止することに伴い、平成17年10月1日の町村合併より役場及び出先機関窓口業務開設敷地内限定で制定を行い設置している町掲示場は現在4箇所ですが、そのうち「八雲町役場熊石総合支所相沼泊川出張所前掲示場」について、出張所窓口業務の廃止と合わせ、この掲示場1箇所を廃止するため、規則第2条第3項の条文中から議案書記載のとおり削除し、3箇所に改正するものでございます。

附則としてこの規則は、令和5年7月1日から施行しようとするものです。

なお、掲示場の名称及び位置については八雲町公告式条例の規定を引用し制定しており、先日開催されました町議会第2回定例会で掲示場を3箇所へ見直す条例改正が可決されたことに伴い、本日上程しております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「財産の取得についての意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第2号財産の取得についての意見聴取について説明いたします。議案書2ページをお開き願います。

本件は、主に落部地域の児童生徒を輸送しているスクールバスひまわり号の更新に伴い、6月27日に入札を執行し、落札した業者との物品購入契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なことから、7月12日開催の第4回臨時議会に「財産の取得について」として議案を提出する予定となっております。

そのため、スクールバス購入に伴う財産取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、八雲町長から意見が求められましたので、「意見なしとする。」というものであります。

それでは、財産の取得内容について説明いたします。議案書3ページをご覧ください。

1 財産の種類及び数量は、29人乗りスクールバス1台です。2 取得の方法は、契約の定めによるところによるもので、納期は現有車両の車検期間が終了する令和6年1月12日であります。3 取得の金額は1千20万8,540円で、4 取得の相手方は、函館市昭和3丁目3番26号、函館三菱ふそう自動車販売株式会社代表取締役佐々木眞であります。

以上、議案第2号財産の取得についての聴取についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 その他

○教育長 日程第4 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和5年第7回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時07分】